

佐藤弁護士のご質問（5月19日付け）への応答

1 NHKの予算の現状と特徴

受信料による自主財源という現行制度（国際放送要請の対価分30億円弱以外は、国の拠出無し）の意義（国家およびスポンサーの影響排除等）と問題点・課題

2 受信料不払いの現状、その原因。対策の現状

◆NHK「平成27年度末 受信料の推計世帯支払率について」（2016年5月24日）

①総世帯数	5,387 万件
②免除対象世帯・契約対象外世帯数	495 万件
③＝①－②	4,892 万件
④テレビ普及世帯数	4,706 万件
⑤受信契約対象世帯数	4,652 万件
⑥世帯契約数	3,671 万件
⑦世帯支払数	3,564 万件
推定世帯支払率（⑦／⑤）	76.6%

【検討】

⑧不払い世帯数 = 4,652 万件 - 3,564 万件 = 1,088 万件

⑨支払拒否世帯数 = 3,671 万件 - 3,564 万件 = 107 万件

→ 受信契約をしていて支払っていない世帯

⑩未契約世帯数 = 4,652 万件 - 3,671 万件 = 981 万件

→ テレビを設置しながら受信契約を結んでいない世帯

不払い世帯率 = 未契約世帯率 + 支払拒否世帯率
 (⑧／⑤) (⑩／⑤) (⑨／⑥)
 23.4% 21.1% 2.9%

* 不払いの原因の大半は未契約。支払保留は僅少

* 未契約の原因の大半は引っ越し、世帯分離（結婚、子供の親元離れ）のあと、未契約のまま → マイナンバーで移動把握？

* 支払拒否の原因を調査した資料はない。体験的には、

「お隣が払っていないから」という損得論 → 「払う気にならない」
 (他律的な支払拒否) (自律的な支払拒否)

* NHKの公平負担論は自律的な支払拒否には通用しない。

◆「放送受信料にかかる民事手続きの状況について」（全国分・2016年9月末現在）

	件数	備考
◎支払督促申立て総件数	8,510	2006年11月～2016年9月

解決済み（支払い済み、分割支払い中）	7,433	うち全額支払い済み 6,591 件
判決、支払督促が確定(未払い)	847	
訴訟中	66	うち上訴 5 件
手続中	164	
○異議申立により訴訟に至った件数	3,670	
和解、裁判による決定等	2,617	
判決	987	上訴中を除く
訴訟中	66	うち上訴 5 件

(参考) 支払督促に関する賛否のアンケート (NHK 2005 年 11 月)

実施すべき 41% 実施すべきでない 44%

「実施すべきでない」の理由 (複数回答)

- ・NHK は信頼回復の努力を十分に行ったとは思えないから 20%
- ・払っていない人への効果があるとは思えないから 15%
- ・公共放送にふさわしい方法ではないから 13%
- ・払わない人への法的措置の費用に受信料を使うのは、本来の使い方ではないから 13%
- ・NHK は、自らの力で受信料を集める努力を十分に行ったとは思えないから 12%

【検討】

- * 民事督促は受信料を支払っている人も含め、相対多数の視聴者から支持されていない。
- * その理由の上位は、督促に踏み切ろうとする NHK の側に非があるとみなすもの
- * 特に「信頼回復の努力不足」がトップになったことは「信頼あつての支払い」という意識が多くの視聴者に受け入れられていることを示している。

3 放送受信料の性格をどう考えるべきか

放送受信契約は双務契約か片務契約か

「特殊な負担金」との説の沿革、どう考えるべきか。

【検討 1】 消費者契約法からの論証

- * 消費者契約法は双務契約を前提とする。
- * 受信契約には消費者契約法の適用がある。(阪口弁護士が熟知)
- * よって、受信契約は双務契約である。

【検討 2】 沿革史的な検討

別紙 村上聖一「放送法・受信料関連規定の成立過程」『放送研究と調査』2014 年 5 月

【検討 3】 「特殊な負担金」論の検討～国会審議を手掛かりに～

別紙 「受信料（「特殊な負担金」）の性格等をめぐる国会質疑録」（醍醐作成）

- * 「特殊な負担金」論は受信料義務化の地ならしとして、「契約」という観念を薄めるためのマジックワードとして登場したもの
- * 義務化が見送られて後も、「片務契約」論を補強する言葉として生き残った。
- * 法的検討に耐える用語ではなく、国語的表現の域を出ない。

4 歴史的経過に照らし、放送法の趣旨をどう解釈すべきか。

5 契約者の権利をどう理解するか。

- (1) 放送法4条は、国との関係では、抽象的義務にとどまり、放送内容への介入・規制の根拠とはなしえない（総務大臣の放送停止発言は許されない）が、NHKと視聴者 の間では、双務契約上の法的義務となりうるか。

NHKは放送法4条を受けて、自ら国内放送基準を作成している。自ら作成している以上、拘束力を肯定できるのではないか。特に国際番組基準との違いをどうみるか。

* 第4条は典型的な「倫理規定」であるが、それを「国内番組基準」、「NHK放送ガイドライン」として自主規制化している。

* ここでの「自主」は「権力からの自主」であって、「視聴者からの自主」ではない。

- (2) 受信契約の議論をしているが、仮に「特殊な負担金」と解した場合に、契約者が一切NHKの放送に異議を言えないのか。どのような権利があり得るのか。

* 「負担金」≠「双務」となる必然性はないが「契約」という観念が薄められるこ戸は確か

* 契約者が放送に異議を唱えるのを遮断しているのは、「NHKは放送内容に関する個々の視聴者からの異議に応答する義務はない」という論法と思われる。

* われわれの異議は個人的価値観や趣向に基づくものではなく、「放送法違反」を根拠とするものであることを強調する必要がある。

- (3) 仮に双務契約と解しても、NHKに〇〇放送の差し止め、又は放送してはならないという義務確認を裁判で求めることは、報道の自由との関係で受信者にそのような権利はないという判例があると思うが、これをどう解するか。

今回の訴訟では、放送法第4条を遵守して放送する義務（政治的公平性、論点の多角的解明義務等）があることの確認請求を行ったが、どう思われますか。

* 確認訴訟に至る経過も重要と思える。

NHKへの幾度かの異議申し立て → BPOへの訴え → 解決の術がなかった

* 「不安の抗弁権」 「集団訴訟」

- (4) （民法学者にお尋ねすべきかと思うが、）

放送法4条の順守義務の要件と効果、放送法4条違反を誰が、どういう基準で判定することが適切か。

効果として、受信料支払いの一時停止にとどまらず、支払い義務が消滅することありうるか。それは、どのような場合か。

一時停止の解除は、誰がどういう基準ですべきか。

6 その他、裁判で目指すべき点に関するアドバイス。

※ 基本文献を教えてください。